



商 産 第 1270 号
平成 28 年 11 月 28 日

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会
会 長 渡 口 彦 則 殿

沖縄県商工労働部
産業政策課長 伊 集 直 哉



液化石油ガス設備工事の届出の徹底について（依頼）

平素から本県の保安行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、液化石油ガス設備工事の届出については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3 の規定により、工事をした者は遅滞なく県知事に届け出ることとなっておりますが、工事後、数年が経過した届出が散見される状況にあります。

つきましては、貴協会会員に対して、法令に基づく手続について、法令遵守の徹底を指導いただくようお願いします。

《担当》

沖縄県商工労働部産業政策課

産業基盤班 座波（さ）は

TEL : 098-866-2330

FAX : 098-866-2440

zawahata@pref.okinawa.lg.jp

